

改正概要説明書

国名： ブラジル

法令名： 産業財産法

改正情報： 2013年3月18日に改正された1996年5月14日法律No. 9. 279

改正概要：

1. 特許の効力が及ばない範囲の規定の変更

・特許の存続期間満了後に第三者がその実施品販売するためのデータ等を作成するためにのみ行う実施行為(例：後発医薬品製造販売の許可申請のためにのみ行う実施行為)には、特許の効力が及ばない旨の規定を廃止した(改正前第43条VIIの削除)。

2. 行政上の無効手続における無効理由の明確化

・行政上の無効手続(無効審判)における無効理由として挙げられている新規事項追加補正について、出願当初の出願内容を基準とする旨を明確化した(第50条(III))。

3. 強制ライセンス設定規定の明確化

・利用発明の場合において、先の特許についてライセンスが付与された場合、後の利用特許(従属特許)について、先の特許の所有者が得ることができる強制ライセンスを「強制クロスライセンス」と明確化した(第70条(III)(3))。

4. 強制ライセンス付与決定時期の明確化

・強制ライセンス付与及び条件を決定するまでの60日の期間の規定において、その始期を「証拠収集後」から「手続の正式な提出後」に明確化した(第73条)。

5. 標章登録の対象の整備

・標章の不登録の対象に関する規定において、「記念物」を「公的な名声及び記念碑」に、また「保険証書」を「債権」に変更して整備した(第124条(I)，(XIV))。

6. 標章の侵害行為の整備

・標章の侵害行為の態様として、国の紋章等の使用に関する規定について、「公的な名声」を含めるとともに複製等の対象物を整備した(第191条)。

7. 地理的表示等の侵害の刑事罰の規定の整備

・地理的表示等の侵害の場合の刑事罰について、使用する修飾語句の種類において「genus」(属)を「kind」(種類)に変更した(第193条)。

8. 経過規定の整備

・本法適用の経過規定で、改正規定が係属中の全出願に適用される旨の原則の例外として、特定の保護対象に係る輸入特許の特許性は除外する旨の規定について、出願日の制限を廃止するとともにその適用の効果を簡略化して整備した(第229条)。

- ・1995年1月1日から1997年5月14日までの出願日を有する出願を対象に設けられていた特例規定について、対象が存在しなくなったため、これらを廃止した(改正前第229条補項, 第229A条-第229C条の削除)。
- ・物質の製法特許に係る金銭的請求の経過規定について、金銭に限らずいかなる請求も認めない旨、文言を変更した(第232条)。
- ・改正法の施行日(施行日から1年)についての規定から第232条を除外した(第243条)。

改正内容：

・第43条

特許侵害の対象とならない事項「存続期間終了後に特許発明を実施するために、ブラジル又は外国において商業登記をするための情報、資料及び試験結果を提供すること(旧VII)」を削除した。

・第50条

特許無効の要件「特許の対象が、本来の出願内容を超えていること(旧III)」を「特許の対象が、最初に提出された出願の内容を超えていること(III)」と改正した。

・第70条

強制ライセンス付与の条件「特許所有者における従属特許の強制ライセンス取得の権利(旧(III)(3))」について、「強制クロスライセンス取得の権利((III)(3))」と改正された。

・第73条

強制ライセンスの付与申請について、INPIによる強制ライセンスの付与及びその条件について決定は「手続が正式に提出されると(事件に関する証拠を収集した後(旧(7))), 60日の期間内に((7))」行くと、改正された。

・第124条

標章登録できない対象として「ブラジル、外国又は国際的に公的な名声(I)」及び「連邦、州、連邦区、地方自治区、自治体又は外国の債権(XIV)」が追加され、「連邦、州、連邦区、地方自治区、自治体又は外国の保険証書(旧XIV)」削除された。

・第191条

標章侵害の対象として「紋章、盾、又はブラジル、外国若しくは国際機関の公的記章」を「ブラジル、外国若しくは国際機関の紋章、盾、又は公的な名声」と、改正した。

・第193条

製品の真の出所を明らかにすることなく、製品、容器、包装、帯、ラベル、送り状、回状若しくはポスター、又はその他の開示若しくは宣伝手段に使用する修飾語句について、「kind」を「genus」に変更した。

・第229条

本法の適用外となる係属中の出願の条件について、「保護対象が化学的手段又は方法によ

って取得される物質，材料又は製品，食用並びに医薬用の物質，材料，混合物又は製品，あらゆる種類の医薬及びそれらを取得又は変性するそれぞれの方法であり，かつ，第 230 条及び第 231 条に規定されている条件に基づいてのみ特許付与可能なものについての特許性」と改正した。また，補項を削除した。

・ **第 229A 条**

廃止(本法第 244 条の規定により 1971 年 12 月 21 日法律 No. 5. 772 が廃止されたため)。

・ **第 229B 条**

廃止(本法第 244 条の規定により 1971 年 12 月 21 日法律 No. 5. 772 が廃止されたため)。

・ **第 229C 条**

廃止。

・ **第 232 条**

本条に準拠した，ブラジルにおける旧法制に基づく先使用について，「遡及的な又は将来における如何なる価値の又は如何なる理由の請求(如何なる種類の金銭的請求(旧第 232 条))も認めないものとする」と改正された。

・ **第 243 条**

第 232 条は本法の公布日から 1 年経過後に施行される。